

令和4年度ストップコロナ！対策認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、業界団体等が作成したガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組む小売・飲食サービス業等の店舗を、「ストップコロナ！対策認定店」（以下「認定店舗」という。）として認定する「ストップコロナ！対策認定制度」（以下「本制度」という。）について必要な事項を定め、消費者の信頼性の確保や消費喚起による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(実施体制)

- 第2条 本制度は、群馬県（以下「県」という。）、県内商工会議所（以下「会議所」という。）及び群馬県商工会連合会（以下「商工連」という。）の協働により実施する。
- 2 県及び会議所、商工連は、相互に連携して認定制度の普及啓発を行うとともに、第7条の認定を受けた認定店舗の利用の促進に努めるものとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、この要領に定める認定申請書の受理及び現地調査等、認定制度の実施に関して必要な事務は、県又は県が委託して設置するストップコロナ対策認定制度事務局（以下「事務局」という。）により実施するものとする。

(定義)

- 第3条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。
- 一 「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症のことをいう。
- 二 「小売・飲食サービス業等の店舗」とは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類のうち、次の各号に掲げる事業を営む店舗とする。
- ア 卸売業、小売業 ※卸売業を除く
- イ 宿泊業、飲食サービス業
- ウ 生活関連サービス業、娯楽業
- エ 教育、学習支援業 ※学校教育を除く

(対象店舗)

- 第4条 本制度の対象となる店舗は、次の各号のすべてに適合している店舗とする。
- 一 県内に所在する店舗
- 二 前条第1項第三号のア～エに掲げる事業を営む店舗
- 三 過去3年間において労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていない店舗
- 四 店舗代表者及び従業員が暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していない店舗
- 五 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない店舗

六 第6条第1項に定める現地調査に協力する意思があり、平日午前9時から午後4時までの時間帯に調査員の訪問に対応できる店舗

七 店舗従業員の検温等健康管理を実施するとともに、店舗利用者の体調確認及び必要に応じ検温を実施できる店舗

- 2 前項第二号以外のすべての号に適合しており、消費者向けの販売・サービスの提供を行っている店舗については、新型コロナウイルス対策を行うことで、消費者の安心な入店及び事業者の業績改善に繋がるものかどうか個別に判断し、本制度による支援が必要だと特に認められた場合は対象とすることができる。

(申請方法)

第5条 認定を希望する小売・飲食サービス業等の店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、「ストップコロナ！対策認定申請書」（様式第1号）に店舗の業種に対応した感染症対策ガイドラインと感染症対策の実施状況が確認できる写真等を添えて、事務局に提出するものとする。

2 前項の業種ごとの感染症対策ガイドラインは、別表に定める。ただし、国から休業要請または感染症拡大防止の要請があった業種については、別表の定めによらず、全国規模の業界団体が作成したガイドラインを用いることとする。

3 事務局は、必要に応じて、申請者に対し第1項に掲げる申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

(現地調査)

第6条 事務局は、前条第1項の申請書等の書類の提出を受けた場合において、申請のあった店舗の現地調査を行う。

2 事務局は、前項の現地調査結果を知事に報告する。

(認定)

第7条 知事は、前条第2項の報告を受けたときは現地調査結果を確認し、適当と認められた店舗を認定店舗として認定する。

2 知事は、認定となった店舗の申請者に対し、認定証（様式第2号）、認定ステッカー及びポスター（以下「認定ステッカー等」という。）を交付する。

3 認定の有効期間は、認定の日から令和6年3月31日までとする。

4 知事は、第1項の規定による認定をしないときは、不認定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 認定店舗は、認定店舗が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに廃止届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

一 認定の継続を止める場合

二 業界団体等が作成したガイドラインの項目を満たさなくなった場合

- 三 店舗の所在地または業種が変更された場合
- 四 第4条に掲げる認定店舗の対象要件を満たさなくなった場合

(認定の取り消し)

第9条 知事は、認定店舗が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 認定店舗の対象要件を満たさなくなった場合や、制度の信用を失墜する行為を行うなど、認定店舗として適当でなくなった場合
 - 二 悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合
- 2 前項の規定により認定を取り消したときは、知事は認定取消通知書（様式第5号）により当該店舗に通知するものとする。
- 3 前項に規定する認定取消通知書を受け取った店舗は、速やかに認定証及び認定ステッカー等の掲示を取りやめ、知事に返却しなければならない。

(認定の一時停止)

第10条 認定店舗の利用客または従業員に新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生した場合、知事は当該店舗の認定を一時的に停止することができる。

- 2 知事は認定を一時的に停止した店舗に対して、認定一時停止通知書（様式第6号）により認定の一時停止を通知するものとする。
- 3 認定の一時停止を受けた店舗は、速やかに認定証及び認定ステッカー等の掲示を取りやめなければならない。
- 4 認定の一時停止を受けた店舗が次の各号のすべてに適合した場合、知事は当該店舗の認定の再開をすることができる。
- 一 店舗が保健所の指導に準じて店舗内の消毒等を実施していること
 - 二 県が店舗の状況調査を実施し、店舗が十分な感染防止策等の実施を行っていることと判断できること
- 5 知事は前項の認定の再開を行う場合、店舗に対して、認定再開通知書（様式第7号）により認定の再開を通知するものとする。

(認定店舗の変更の届出)

第11条 認定店舗は、認定申請書に記入した内容に変更があった場合は、遅延なく、変更届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(認定店舗の状況調査)

第12条 県又は事務局は、認定店舗内における感染症対策の実施状況に疑義が生じた場合等、必要に応じて認定店舗の状況調査を行うことができる。

(非保証・免責事項)

第13条 県は、本制度により認定した店舗について、その商品やサービスの品質等の保証責任を負わない。

- 2 本制度は、業界団体等が作成したガイドラインに基づき、感染症対策を実施していることを認定するものであり、認定店舗において新型コロナウイルス感染症に罹患した者が発生しないことを保証するものではない。

(再交付)

- 第14条 認定店舗は、認定証、認定ステッカー等を紛失、破損し、再交付を希望する場合には、再交付申請書（様式第9条）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の申請があった場合には、必要に応じて新たに認定番号を付与し、第7条第2項に準じて、認定証、認定ステッカー等の再交付を行う。

(更新申請)

- 第15条 令和3年度中に認定又は更新認定を受けて更新認定を希望する申請者は、「ストップコロナ！対策認定更新申請書」（様式第10号）に店舗の業種に対応した感染症対策ガイドラインと感染症対策の実施状況が確認できる写真等を添えて、事務局に提出するものとする。
- 2 事務局は、必要に応じて、申請者に対し前項に掲げる申請書等以外の書類の提出を求めることができる。

(更新認定)

- 第16条 事務局は、前条第1項の申請書等の書類の提出を受けた場合において、申請のあった店舗の現地調査を行って確認し、更新認定となった店舗の申請者に対し、認定証、認定ステッカー等を交付する。
- 2 更新認定の有効期間は、更新認定の日から令和6年3月31日までとする。ただし、前条第1項の申請書等の書類を提出し、現地調査が完了せずに認定の有効期限が到来した場合は、更新認定の日まで認定が継続しているものとみなす。
 - 3 事務局は、更新認定の結果を県に報告するものとする。

(その他)

- 第17条 この要領に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。